

会員の皆様へ

2021年4月1日

四国労働金庫
理事長 杉本 宗之

当金庫は、2021年6月に開催する総会（開催予定日：2021年6月25日（金））において、当金庫の定款第17条の規定に基づき、長期間所在が不明である会員の方（以下「所在不明会員」といいます。）の除名決議を行うことといたしましたので、下記のとおりお知らせいたします。

つきましては、所在不明会員に該当することにお心当りのある方は、2021年5月6日（木）までに、会員様ご本人が、ご本人であることを確認できる書類と出資証券およびお届出印を当金庫本支店の窓口にご持参のうえ、届出住所の変更等の手続きを行っていただきますようお願い申し上げます。

記

1. 「所在不明会員」とは、2021年3月31日現在で次の要件のいずれにも該当する会員の方とします。

（1）継続して5年以上金庫の事業を利用していない会員。

（2）金庫が行った通知又は催告が到達せず、調査によっても現住所が判明しなかった会員。

※ 当金庫の定款第17条では、会員が別表2第6項に定める「継続して5年以上金庫の事業を利用せず、かつ、金庫がその会員に対してする通知又は催告が5年以上継続して到達しないとき。」に該当する場合は、総会の決議によって除名することができることとされています。

2. 労働金庫法及び当金庫定款の定めるところにより、除名対象者の方は、総会において弁明をすることができます。

3. 除名により脱退された方には、当該除名の決議をした総会の開催日の翌年4月1日以降に出資金の払戻しをいたしますので、ご本人であることを確認できる書類と出資証券およびお届出印をご持参のうえ、当金庫本支店の窓口までお越しいただきますようお願い申し上げます。なお、ご来店の際には、あらかじめご連絡いただきますよう、お願い申し上げます。

【お問合せ先】

四国労働金庫 総務リスク統括部
(TEL：087-811-8000)